

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当グループは、顧客、株主、従業員、取引先等すべてのステークホルダーの期待に応えるため公平かつ透明な経営を心掛け、「美しく魅力のある会社」を目指しております。その体制整備は、取締役会の役割であることを認識し、当社の経営理念に則り「経営品質の向上」を事業活動の最大目標とし、誠実に実行してまいりたいと考えております。このことが、当グループを健全に成長させていくものと考えております。そのために、内部統制の構築・コンプライアンス体制の強化・リスク管理体制の強化を図ってまいります。企業価値向上のため利益の維持・増大を図り、企業経営に影響を与えるリスクを認識・評価し、適切に対応してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三浦正英	460,376	7.66
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	333,900	5.56
サンリツ共栄会	225,970	3.76
(株)三井住友銀行	183,842	3.06
住友信託銀行(株)	181,500	3.02
(株)りそな銀行	169,642	2.82
日本建設(株)	134,600	2.24
(株)三菱東京UFJ銀行	132,132	2.20
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	111,500	1.86
(株)みずほ銀行	111,430	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	倉庫・運輸関連業
----	----------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査計画の策定期間及び決算時期において定期的に意見交換を行ない、業務及び会計に関する情報を共有しております。会計監査人は年4回、決算監査を含めた監査結果全般について監査役会に報告を行っております。また、監査役は、会計監査人の事業所往査にも立会い、会計監査人と緊密な連携を図っております。

内部監査部門として社長執行役員直轄の総合監査室を設け、日常業務全般について定期的に事業所往査を行い、監査役と連携して、監視機能の強化を図っております。監査役は、総合監査室と内部監査計画の策定などにおいて定期的に意見交換を行うとともに、総合監査室との合同会議に月1回出席して情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
堀端 忠司	他の会社の出身者									○
稲永 誠	その他									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
堀端 忠司	○	「略歴」 昭和43年4月 厚木ナイロン工業(株) (現 アツギ(株))入社 平成14年11月 (株)JUKUREN起業 平成16年8月 イトウ製菓(株)入社 平成18年6月 当社監査役 平成19年6月 常勤監査役(現任)	他業界の豊富な経験を生かして当社の経営をチェックしてもらうためであります。独立役員の属性として、同氏は取引所が規定する開示を加重する要件いずれにも該当する事項がなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないため、経営の客観性や中立性を保持しているものと判断しております。
稲永 誠	○	「略歴」 昭和52年4月 矢田・坂本法律事務所 (現 矢田法律事務所)入所 平成19年6月 当社監査役(現任)	法律事務所勤務の豊富な経験を生かして外部から当社の経営をチェックして頂くためであります。独立役員の属性として、同氏は取引所が規定する開示を加重する要件いずれにも該当する事項がなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないため、経営の客観性や中立性を保持しているものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与制度につきましては、世の中の動向を注視しながら諸制度の検討を継続してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第66期(平成23年3月期)における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりです。

取締役(5名) 基本報酬123,222千円、総額123,222千円
監査役(1名、社外監査役を除く)基本報酬4,800千円、総額4,800千円
社外役員(2名) 基本報酬14,093千円、総額14,093千円

(注)当事業年度末日現在の取締役は5名、監査役3名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成7年6月29日開催(第50期)の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億円、監査役の報酬限度額は年額30百万円と決議されております。その限度額内において、各取締役の配分は代表取締役が原案を作成し、取締役会でこれを定めております。監査役の配分は監査役の協議により定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、資料の事前配布を行い、その他の事項についても、必要な報告・説明を行っております。監査役からの要請があれば、使用人から監査役の職務を補佐する者を任命します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図れるよう、その実効性を高める体制としております。

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、以下のとおりです。

1. 取締役会、業務執行

取締役会は6名で構成されており、経営上の意思決定の迅速化を図るため、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会にて重要な事項の決定を行っております。また、経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため、取締役兼務者5名を含む執行役員9名を選任し、執行役員は取締役会に業務執行報告書を提出しております。

上記に加え、執行役員会を必要に応じて随時開催する他、取締役、執行役員、部長、事業所長、連結子会社常勤役員にて構成される経営会議を四半期に1回開催し、また、執行役員、部門長にて構成される部門長会議を原則月2回開催することにより、取締役会に係る案件の確認及び意思決定事項の指示徹底と業務執行状況の報告、確認を行っております。

2. 監査役会

監査役は3名で、2名の社外監査役を独立役員として指名し、監査役の機能強化を図っております。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、経営全般並びに個別案件に関して、客観的かつ公平に意見を述べ、また、適法性や内部統制の状況を調査することなどによって、取締役の職務の執行を監査しております。さらに、重要な書類の閲覧、各事業所への往査、子会社の調査を通じた監査を行い、これらの結果を監査役会及び取締役会に報告しており、業務執行部門の監査をしております。

3. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。

平成23年3月期における監査業務にかかる構成は以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 豊島 忠夫(4年)
指定有限責任社員 業務執行社員 加藤 雅之(3年)
- ・監査業務にかかる補助者の構成
公認会計士4名、その他8名

4. 内部監査体制

社長執行役員直轄の総合監査室を設置し、日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っております。総合監査室は、業務、事業リスク、コンプライアンス等の内部監査を定期的を実施しており、監視と業務改善に向けて、具体的な助言及び指導を行っております。

5. リスク管理体制

リスク管理体制の明確化と一層の強化推進を図るため、リスク管理委員会を設置し、原則四半期に1回、また必要に応じ開催しております。リスクの種類ごとに9つの分科会を設けて、その実効性を高める体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会を物流関係事業及び社内の状況を熟知した人材を中心とした機関構成とすることで、迅速で効率的な事業運営体制を実現できていると考えております。社外の人材の活用による経営の透明性向上については、社外監査役による監査が十分に機能していることから、社外取締役は選任しておりません。

なお、社外監査役を含む監査役は取締役会その他重要会議に出席して意見を述べ、業務の執行状況に関し、計画的かつ厳正な監査を適宜実施しており、経営監視機能の客観性・中立性が確保されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ集中日を避けた日程を設定し、なるべく多くの株主様に出席していただけるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	電子的投票制度も採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期決算終了後、代表取締役自身が社団法人日本証券アナリスト協会において、証券アナリスト及び機関投資家の皆様に決算内容及び事業内容、事業展開等を説明しております。また、証券会社等を通じて、機関投資家への個別訪問を随時行い、同様の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいてタイムリーに情報開示をしております。内容としては、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、コーポレート・ガバナンスの状況、財務・事業データ等を掲載しております。 (URL: http://www.srt.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画部が中心となり、対応しております。なお、情報開示の内容に合わせ、担当部署の責任者とも連携を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、人と環境にやさしいサービスを追求し、環境の保全を積極的に推進し、社会の持続的発展に貢献するため、環境基本方針を定めております。ISO14001を認証取得し、物流における環境貢献として、エコドライブによるCO2排出量削減、繰り返し輸送に使える通い箱の開発、廃棄物のリサイクルなどの取組みを行ない、環境保全を心掛けた物流サービスを提供しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの理解を促進するため、ディスクロージャー管理規程を定め、経営情報の公正かつ適時・適切な開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当グループは、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築・運用しております。

取締役は、当社の経営理念に基づき役員規程、コンプライアンス規程、取締役職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正に職務執行を行います。今後も、内部統制システムの整備と各種リスクの未然防止、早期発見及び適切な対応に努め、経営の健全化を追求してまいります。

なお、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議、制定しております。

A. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念に基づき、コンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図ってまいります。

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行い、監査役及び社外監査役は、会計監査人とも連携をとりながら、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監査します。また、社外監査役は、その独立的な立場から、取締役の職務の執行状況を監督します。また、「コンプライアンス(法令遵守)規程」を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題点を発見した場合に相談・通報を行うことができる体制を確保しております。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。

C. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 当グループは、企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止、及び、万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理委員会を設置してリスク管理体制の整備に努めております。

(2) 不測の事態が生じた場合には、社長執行役員が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて随時臨時取締役会を開催します。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督等を行います。

(2) 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にするため執行役員を選任し、執行役員は取締役会に業務執行報告書を提出しております。また、執行役員、部門長で構成する部門長会議を原則月2回開催し、取締役会にかかる案件の確認及び意思決定事項の指示徹底と業務執行状況の報告、確認を行っております。

(3) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中・長期の経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

E. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当グループに適用する「コンプライアンス(法令遵守)規程」を制定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めております。「内部監査規程」に基づき、社長執行役員直轄の内部監査部門が業務・会計監査を通じ、社内各部署及び関係会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

F. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) グループ各社の代表取締役は、当該グループ会社のコンプライアンスを管理いたします。

(2) 「関係会社管理規程」に基づき、当社は関係会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。

(3) 当社内部監査部門は当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行ない、必要に応じ助言、改善提案等を行っております。

G. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社使用人から、監査役の職務を補佐する者を任命します。

H. 前記7. の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 補佐する者の任命及び解任については各監査役の同意を要します。

(2) 補佐する者は、当グループの業務執行に係る役職を兼務しません。

I. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は監査役及び社外監査役に以下を報告します。

・内部統制に関わる部門の活動

・重要な会計方針・会計基準及びその変更

・業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容

(2) 監査役及び社外監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。

J. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役及び社外監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。

(2) 内部監査部門は監査役及び社外監査役と十分な連携を取り、内部監査部門の行う内部監査の結果が監査役及び社外監査役に報告され、監査役監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

K. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社、関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位で作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告しております。

(2) 内部監査部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを社長執行役員に報告しております。

(3) 監査役及び社外監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制整備

(1) 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周

知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。

(2)所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、定時取締役会(必要によっては臨時)承認のうえ開示することになっております。当社の取締役会は毎月1回以上開催し、経営上の重要事項(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定める決定事実の開示基準に該当する会社情報を全て含む)を全て付議しております。

また、取締役会には監査役3名も出席し、取締役の職務の執行も監視できる体制となっております。

2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生情報を確認できる部門から各責任のある取締役へ速やかに報告される体制となっており、定時もしくは臨時取締役会でその内容が報告され、その判断により迅速な情報開示を行っております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報は、決定事実に関する情報開示と同様、定時取締役会(必要によっては臨時)承認のうえ開示することになっております。

なお、業績予報の修正等の情報開示は、発生事実に関する情報開示と同じ手順で、迅速な情報開示を行っております。

4. その他の情報

その他、中期経営計画等の情報は、決定事実に関する情報開示と同様、定時取締役会(必要によっては臨時)承認のうえ開示することとなっております。

